

## 第4回水戸市農業委員会総会会議録

会長 笹沼恭一は、令和5年10月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

### 出席委員（23名）

1番 岡田 幸一	2番 松橋 裕子	3番 笹沼 恭一
4番 市村 正司	5番 安藏 久男	6番 飛田 信広
7番 小松崎 陽子	8番 一木 克昭	9番 安 邦弘
10番 皆川 晃	11番 吉澤 勇	12番 大圖 金雄
13番 軍地 美代	14番 渡邊 京子	15番 外岡 健寿
16番 雨貝 裕	17番 関 成一	18番 高安 幸一
19番 雨谷 克己	20番 深谷 泉	21番 今関 征一
22番 浅井 紘一	24番 高橋 基	

### 欠席委員（1名）

23番 加倉井 幸夫

### 事務局

事務局 長	吉川 正浩	次 長	久米 茂
副参事兼次長補佐兼 調査広報係長	岩間 雅徳	農地係 長	谷津 知一
農地係	塚田 一平	農地係	野村 俊貴

### 内 容

#### 1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について

#### 2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

て

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

て

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

報告第5号 制限除外の農地の移動届について

報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る現状回復命令を発する有無について

報告第7号 農地改良協議に対する同意について

## 会 議 の 概 要

事務局 皆様、おはようございます。

定刻前ではございますが、本日参集の皆様全員おそろいですので、ただいまから総会を開会したいと思います。

会長、それではよろしく願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

本月13日になりますと、ほとんど皆さんの稲作の収穫も終わっているかと思えます。先月まで気温が30度を超えてまして、高温による農作物の品質が低下しているということが実際ありまして、本当に皆さん大変だと思います。

水戸市もほとんどの農家の方が水稻、耕種農家の水稻栽培であります。ある農業新聞の記事なのですが、4月の中旬に田植えをしまして、それで8月の上旬に刈り取りをします。そして、その2番穂を水を張って追肥をして10月下旬に収穫、そうすると最初に約600キロ、2回目で300キロ、15袋とれるということです。それはなぜかという、地球全体で高温になっていて、だから栽培面積を増やすことなく栽培の方法で十二分に収穫ができる、平均すると九州なんです、反当たり1,061キロという収量が見込めるというような金額が載っていたと、ただ収穫には刈り取る時に40センチの高さになると普通のレンプロ刃でできなくてハインドコンバインで収穫をしなければいけないということになるそうですが、これから検討する余地があるのではないかと考えております。

本年は本当に水稻農家から品質がよくないとありましたので、日にちも今後検討しながらそういった栽培方法も検討する余地があるのではないかと考えております。

本日は、本当に限られた時間ではありますが、協議事項が6件でありますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでございます。

議 長 それでは、ただいまから第4回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は23名、欠席委員は1名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名することにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。  
6番の飛田信広委員、そして、7番の小松崎陽子委員、よろしく申し上げます。

初めに、議案の訂正がありますので、事務局から説明をさせます。

事務局 議案の訂正がございますので、お手元の第4回総会（訂正表）と記載された用紙をご覧ください。

訂正案件は1件でございます。

案件は、議案書の5ページになります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第12項で、上から2段目になります。

10月12日に申請人から記載事項変更願が提出されたことによる訂正です。

説明は以上でございます。

議 長 次に、審議総括表について、事務局から説明をさせます。

事務局 第4回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が5件、農地法第4条の審議案件が2件、農地法第5条の審議案件が20件、土地現況証明が1件でございます。

報告事項としまして、農地法第3条の3の届出が8件、農地法第4条の届出が3件、農地法第5条の届出が18件、農地法第18条第6項の通知が2件、制限除外の農地の移動届が2件、農地改良協議が1件、登記官等からの地目確認照会が2件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして64件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に私の担当地区については、関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を10番の皆川晃委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番, 安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番, 雨貝でございます。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当だと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われれます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたしますが、この案件は浅井委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(浅井紘一委員退席)

議 長 事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われれますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

それでは、浅井委員に着席を求めます。

(浅井紘一委員着席)

議 長 次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、契約内容は売買であります。受人は自宅に隣接し、自家消費するために申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

この案件は、下限面積要件の廃止に係る農地の取得の案件でございます。以前より農地は買えないものかという話がきており、家庭菜園にはよい面積ですし、問題なしと判断しました。よって、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われれます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

まず、第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。



議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま  
すが，第1項については，3,000平方メートル以上なので，県農業会に諮問いたしま  
す。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地  
や宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地  
と史料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ており  
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番の安です。

調査検討した結果，法令に照らして許可相当だと思われますので，ご審議をお願い  
いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま  
す。

次，第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当だと思われるので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当だと思われるので、ご審議をお願いします。

議長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、令和4年4月25日に特定建築条件付売買予定地として許可を受けて事業が進んでおり、農地転用事業としては、計画された区画の全てに建物が建てられるまでが一連の事業となることから、許可を受けた土地の一部に新たな事業者が建売住宅を建てる目的へ変更するため、承継を伴う事業計画変更願が提出され、改めて議案とするものでございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われるので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、令和4年4月5日に特定建築条件付売買予定地として許可を受けて事業が進んでおり、農地転用事業としては、計画された区画の全てに建物が建てられるまでが一連の事業となることから、許可を受けた土地の一部に新たな事業者が建売住宅を建てる目的へ変更するため、承継を伴う事業計画変更願が提出され、改めて議案とするものでございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番, 安です。

調査検討した結果, 法令に照らして許可相当だと思われますので, ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番, 皆川です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地

など雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

3番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。

3番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地

や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

23番、加倉井委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)



議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第15項をごさいますが、内容は議案書のとおりをごさいます。申請地は、常澄出張所から300メートル以内の農地であることから、農地区分は第3種農地と史料されます。

以上をごさいます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見をごさいますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可とさせていただきます。

次に、第16項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第16項をごさいますが、内容は議案書のとおりをごさいます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と史料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上をごさいます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

飛田委員 6番、飛田です。

この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番、浅井です。

この案件を調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われま。ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番，浅井です。

この案件について調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

この件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，広がりのある農地であることから，農地区分は第1種農地と思料されますが，農地法施行

規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番, 外岡です。

この件につきましても、調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可相当と決定いたします。

次に、議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてを上程します。

事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、皆様のお手元にごございます資料別紙1をご覧くださいと思います。

議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項大串町の畑289平方メートルの土地につきまして、土地現況証明願があり、農業委員3名で現地調査をした結果、転用目的のとおりであることを確認できましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。

事業担当課から説明をさせます。

農政課 農政課の木村よりご説明させていただきます。

お手元の資料別紙2をご覧ください。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

それでは、令和5年農用地利用集積計画書（案）の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、田が18万7,469平米、うち再設定が1万2,750平米、畑が2万7,208平米、うち再設定が1万3,338平米、設定者38名、取得者7名、うち再設定の設定者10名、取得者6名でございます。

利用権設定日は、借り手が農業者の場合は、令和5年10月20日、借り手が茨城県農林振興公社の場合は、令和5年11月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

また、農地中間管理機構を介した利用権設定の転貸先一覧につきましては、32ページ以降に記載がございますので、各自でご確認をお願いいたします。

議案第5号につきまして説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をさせます。

農政課 お手元の資料別紙3をご覧ください。

それでは、議案第6号 農用地利用集積計画等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

本計画は、これまで農用地利用配分計画という名称でしたが、法改正により農用地

利用集積等促進計画となりましたので、資料の名称も変更いたしております。

それでは、令和5年農用地利用集積等促進計画（再転貸）案の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、田が再設定のみで4万881平米、畑が再設定のみで5,290平米、再設定の設定者2名、取得者6名でございます。

なお、設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は、令和6年1月1日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページに記載しておりますので、各自でご確認をお願いいたします。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきまして説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当者は退席します。

次に、報告事項について事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号、第7号につきましても、資料のとおりでございます。説明は以上でございます。

議 長 その他に何かありますか。  
はい、10番、皆川委員，どうぞ。

皆川委員 事務局にお願いがあるのですが，今回の審議案件についての調査において，関係者に電話したのが10回です。片方は受人は2分の1の持ち分で夫婦で買うわけですが，3回，6回電話して全然出ないです。知らない電話には出ないようにと今テレビでもやっています。だから出ないのだと思うのですが，この受人の場合には前もって朝早く電話しました。そしたら運よく受人の奥さんが出ました。私の知り合いだったので，ご主人はと聞いたならば，今福島にいますと，ご主人に電話かけて私に電話かけてくれるようお願いして電話もらって，この場合，書いてあるのが自宅の番号でした。ですので，申請書に記載する電話番号は携帯電話の番号を書いてもらえるようお願いできればと思います。

事務局 連絡がとれないときに事務局に連絡していただければ，こちらで電話を確認します。

皆川委員 今回の場合には，不動産屋に一切を任せているから詳しいことは分からないという返事でした。

事務局 出来る限り確認ができればこちらでも調べてみます。

皆川委員 よろしく申し上げます。

議 長 今の件なんです，私も農業委員をやっていたときからいろいろ調査について迷いがありました。というのは全く今のような類似のことがありました。それについては事務局で今後その申請者に対して，これは代理人に対して，必ず地元の関係委員が調査のためにこういう一報がありますから，必ず今のような不信な電話にはでないとかではなくて，電話に出るようにお願いをします。でないと農業委員として役割の一端が崩れてしまうのではないかと思うのです。役目とすれば当人に直接話を伺いたい，もしかすれば行って確認をとりたいということもありますので，今後事務局では代理人でも本人でもいいですから，必ずや地元の農業委員さんから問合せがあるというようなことを言ってください。よろしく申し上げます。

ほかにはありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、以上をもちまして、第4回総会を閉会いたします。  
ご審議をいただきましてありがとうございました。

閉会 午前10時00分